

企業や役所にお勤めの皆さまへ（第2号被保険者）

ご存知ですか？

個人型確定拠出年金 **iDeCo** の

# 3段階の税制メリット！

ハッピーエイジング401kプラン（個人型確定拠出年金）

メリット  
1

掛金全額が所得控除の対象です

課税所得※1	所得税・住民税 合計税率	税制メリット(年間)※2	
		個人型確定拠出年金の年間掛金(月額)	
		14.4万円(月1.2万)	27.6万円(月2.3万)
～ 195万円以下	15%	2.1万円	4.1万円
195万円超～ 330万円以下	20%	2.8万円	5.5万円
330万円超～ 695万円以下	30%	4.3万円	8.2万円
695万円超～ 900万円以下	33%	4.7万円	9.1万円
900万円超～1,800万円以下	43%	6.1万円	11.8万円
1,800万円超～4,000万円以下	50%	7.2万円	13.8万円
4,000万円超～	55%	7.9万円	15.1万円

月額掛金の上限は・・・

企業年金のない会社員	23,000円
確定給付企業年金・厚生年金基金のある会社員※3	12,000円
公務員・私学共済加入者※3	12,000円

たとえば、課税所得500万円の方が月額掛金12,000円を拠出した場合・・・

14.4万円が  
所得控除の対象です。

→

※2  
約4.3万円の  
税制メリットとなります！

所得控除を有効に活用し老後に備えましょう！

個人払込(個人の預貯金口座から引落)の場合、  
年末調整で手続きをすることで、掛金金額を所得  
控除することができます。

※事業主払込(給与から天引き)の場合は、お勤め先が給与等  
の金額から確定拠出年金の掛金額を控除して源泉徴収額を  
計算する為、手続きは不要です。

種類	あなたが本年中に 支払った掛金の金額
小規模等 模倣 企業 業控 共済	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
個人型又は企業型年金加入者掛金	144,000 円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合計(控除額)	円

年末調整のイメージ

※1 給与所得者の課税所得の計算例

課税所得＝給与収入－給与所得控除額－社会保険料控除と基礎控除等その他の控除額の合計額

※2 税制メリット額＝年間掛金×所得税・住民税の合計税率(住民税率は所得に関わらず一律10%)1,000円未満切捨て表示

(例) 14.4万円×30%＝約4.3万円

なお、平成25年から平成49年までの各年分の確定申告においては復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の2.1%)が所得税に加算されます。

上記税制メリット額は復興特別所得税分を反映しておりません。

※3 確定給付企業年金・厚生年金基金のある会社員、公務員・私学共済加入者は、平成29年1月から加入対象

個人型確定拠出年金の詳細は、ハッピーエイジング401kプランパンフレットでご確認ください。

## メリット 2

### 運用益が非課税です

利子や分配金などの運用益に対する  
**所得税・住民税がかかりません。**  
一般の貯蓄などと比べて有利に運用できます。

#### モデルケースの前提条件

- ①貯蓄：年平均利回り2%、利子課税毎年20%控除
- ②個人型DC：年平均利回り2%、加入手数料2,777円、月間手数料491円

※ 右記の残高はあくまでも一定の条件に基づく試算であり、受取額を保証するものではありません。また、特別法人税・法人住民税および給付時の課税に関して考慮していません。

<モデルケース>  
月額1.2万円、期間30年間



## メリット 3

### 受取時は税制面で優遇されます

老齢給付金受取時は課税の対象となりますが、受取り方によってそれぞれ税制優遇があります。

年金で  
受け取り

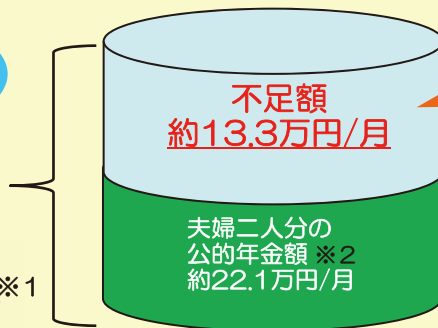
雑所得（公的年金等）として課税され、  
**公的年金等控除**が受けられます。

一時金で  
受け取り

退職所得として課税され、  
**退職所得控除**が受けられます。

老後の備えは  
大丈夫ですか？

ゆとりのある  
老後の生活費  
**35.4万円必要**※1



ゆとりある生活のためには、年金だけでは  
**年間約160万円の不足!**

厚生年金の支給は65歳からです。

※1 生命保険文化センター「平成25年度生活保障に関する調査」老後を夫婦2人で暮らしていく上で必要と考える費用

※2 夫婦2人の厚生年金 厚生労働省「平成28年度の年金額改定について」による

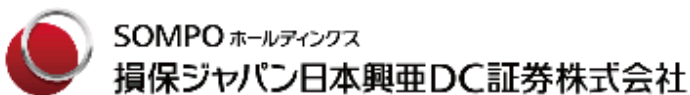
#### <ご加入にあたっての確認事項>

- ・原則60歳まで脱退（途中引出）できません。
- ・ご加入から給付終了までの間、所定の手数料がかかります。
- ・掛金を出さない期間（運用指図者）でも所定の手数料がかかります。
- ・掛金の引落は、原則60歳の誕生日までです。
- ・通算加入者等期間が10年未満の場合、受給開始年齢が61歳から65歳まで順次遅くなります。
- ・自己責任で運用商品を選択する制度です。運用結果次第では資産が元本を下回る場合があります。
- ・掛金は5,000円から1,000円単位で自由に設定できます。掛金額の変更も可能です。
- ・関係法令上、加入資格に変更がないことを毎年お勤め先に証明していただく必要があります。

このチラシは個人型確定拠出年金の概要を説明したものです。  
詳しい内容につきましては、**ハッピーエイジング401kプランパンフレット**をご覧ください。

この印刷物は平成28年9月末時点の税制に基づいて作成しています。上記の税制メリット等はあくまで仮定に基づき試算したものであり、お客様個々の条件によって結果は異なります。したがって結果を保証するものではありません。詳しくは専門家にご確認ください。また、将来は税制が変更される場合があります。

<運営管理機関>



<受付金融機関>

